

## 注記(一般会計等)

### I 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………該当ありません。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券……………該当ありません。

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資金の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価

##### ① 原材料、商品等……………個別法による原価法

##### ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定額法

なお、耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいており、主なものは以下のとおりです。

建 物 6 年～60 年(建物附属設備含む)

工作物 3年～80年

物品 2年～15年

② 無形固定資産……………定額法

③ リース資産・PFI資産

該当ありません。

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(公金運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円(美術品含む)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が100万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## II 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

## III 重要な後発事象

該当ありません。

## IV 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

履行すべき額が確定していない損失補償債務等の額は 16,190 百万円であり、うち貸借対照表に計上した額は 1,851 百万円です。

### (2) 係争中の訴訟等

令和 4 年度末時点において、係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは 10 件あり、請求額の合計は 158 百万円です。

## V 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公債管理特別会計

市町村振興資金特別会計

鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

中小企業事業資金特別会計

農業改良資金特別会計

公共用地先行取得事業特別会計

林業・木材産業改善資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

#### ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	9.3%
将来負担比率	170.0%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額……20,026 百万円  
 ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額……10,319 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

行政目的で保有していたものを用途廃止したもの

イ 内訳

事業用資産（土地） 7,305 百万円

事業用資産（工作物） 0 百万円

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,215,852 百万円  
 ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	658,567 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	89,260 百万円
将来負担額	2,560,362 百万円
充当可能基金額	316,847 百万円
特定財源見込額	59,543 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,215,852 百万円

- ④ 固定資産台帳に登録した管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア 指定区間外の国道、市道等

土地 9,377 百万円

工作物 63,022 百万円(減価償却累計額 10,086 百万円)

建設仮勘定 13,360 百万円

イ 指定区間の一級河川等

土地 5,394 百万円

工作物 30,675 百万円(減価償却累計額 1,462 百万円)

建設仮勘定 3,911 百万円

ウ その他の法定外公共物

工作物 983 百万円(減価償却累計額 334 百万円)

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支……65,571 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	1,422,372 百万円	1,392,779 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額等	113,339 百万円	145,895 百万円
資金収支計算書	1,535,711 百万円	1,538,675 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支決算書は、一部の特別会計(9 会計)の分だけ相違します。

また、資金収支計算書は前年度からの繰越金歳入を含まないため、当該金額分についても相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	<u>77,119 百万円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	15,704 百万円
減価償却費	△57,790 百万円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△1,162 百万円
退職手当引当金繰入額(増減額)	23,255 百万円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	23 百万円
損失補償等引当金(増減額)	△1,020 百万円
資産除売却益(損)	△58 百万円
未払債務等の増加等	△1,951 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>58,678 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	150,000 百万円
一時借入金に係る利子額	0 百万円